

西学区ボランティアの会 規約

(名 称)

第1条 この会は「西学区ボランティアの会」（以下ボランティアの会）という。

(目 的)

第2条 ボランティアの会は「福祉を高める会」の趣旨をふまえ、また地域の各種団体とも連携する中で、学区内においてボランティアとして自主的・自発的な活動を行い、地域の福祉を高め住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、「西学区まちづくり推進委員会」運営委員・部会委員を以て組織し、また西学区内に居住する住民で、ボランティアとして登録したもの及び次の団体も含め構成する自主的な団体である。

叶え隊

この会の事務局を西公民館に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

1. 「福祉を高める会」との連携及び協働の活動。
2. ボランティア活動に関する啓発・情報提供活動。
3. ボランティア活動に関する研修・交流活動。
4. ボランティア活動に関する相談活動。
5. 福祉課題の発掘に関する活動。
6. 福祉活動に対する援助・支援活動。
7. 関係機関・団体との連絡調整・協議活動。
8. その他目的達成のための必要な事項。

(役 員)

第5条 この会につぎの役員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 代表 | 1名 |
| 2. 副代表 | 4名 |
| 3. ボランティアコーディネーター | 若干名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 会計 | 2名 |
| 6. 会計監査 | 2名 |
| 7. 幹事 | 若干名 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は「西学区まちづくり推進委員会」運営委員会において選出する。

2. 代表者は「福祉を高める会」の副会長に就任するものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 この会は、総会・役員会及び連絡会とする。

1. 総会は毎年1回開催する。
2. 役員会及び連絡会は、必要のつど開催する。

(経 費)

第9条 この会の経費は、奨励金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(施行細則)

第10条 規約の改廃は、総会出席者の過半数をもって議決する。

2. この規約に定めるもののほか、必要な細則は、役員会などに諮り代表者が定める。

付 則

この規約は、平成12年(2000年)6月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成14年(2002年)6月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成16年(2004年)5月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成18年(2006年)4月28日から施行する。